

令和6年度 事業計画書

社会福祉法人 函館共働宿泊所
救護施設 函館共働宿泊所救護部

法人の理念

〈趣旨〉

創設以来、受け継がれてきた博愛精神に基いて、生活に困窮する方々に対して安全と安心を提供するとともに、人生の喜びを感じて頂けるよう支援し、地域社会や地域のみなさまから、より信頼される法人となるように努めます。

〈理念〉

「共」に社会と、「共」に支え合い、「共」に生きる。
～地域共生社会の中で～

第1. 法人の事業目的

当法人は、生活保護法による救護施設函館共働宿泊所救護部の経営を目的としております。役職員は、友愛と奉仕の精神に基づき、一致協力して施設利用者の支援、育成に努め、併せて地域社会の福祉振興のために積極的に寄与するものであります。

第2. 法人・施設の運営方針

平成29年4月から「社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年3月31日成立)」が本格実施となり、全ての社会福祉法人に対しましては、事業運営の透明性の向上や、財務規律の強化、地域における公益的な取組の責務等が強く求められております。

平成30年6月に生活困窮者自立支援法が改正され、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化が図られました。併せて、社会福祉法と生活保護法の改正も行われ貧困ビジネスに対する規制強化が図られ、令和2年4月には優良と認められた無料低額宿泊所が事業を開始しました。その内で更に新設の最低基準を満たし都道府県・政令市・中核市に認定された事業所は令和2年10月より「日常生活支援住居施設」として国から支援費が支出されることになりました。

これに伴い、平成4年度に救護施設を含む「保護施設のあり方」の見直しがあり、令和6年10月には個別支援計画作成の「制度化」が予定されております。

ところで、当・救護施設函館共働宿泊所救護部が新湊町において事業を開始致しましてから、16年が経過致します。移転を契機として、従来よりの地域の社会福祉資源としての役割に加え、函館市内にある民間の社会福祉（成人）施設で「唯一の防災拠点（一時避難所）」となり、指定外の津波災害〔チリ大地震の津波による避難勧告の発令時（平成22年2月28日（日））、東北地方太平洋沖地震の津波による避難指示の発令時（平成23年3月11日（金））〕に際しても多数の地域の高齢者・住民を一時保護した実績が有ることから、人道的かつ地域のニーズに応える社会貢献を継続するべく、平成25年3月に地震・津波・土砂災害に対応する避難所として再登録を致しております。

また、当施設の利用者状況に関しましては、精神障害者の割合が高くなっている他、

高齢化及び障害が重度化、病弱者数も増加をしております。そして、令和5年5月8日付で新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「2類」から「5類」感染症に位置付けが変更されましたが、特に高齢者や基礎疾患を持った多くの利用者につきましては生命の危険に晒される可能性が懸念され、今後とも感染予防対策の継続は重要であると考えます。

なお、医療制度改革における精神障害者に関する「社会的入院を解消する受け皿施設」の役割は概ね果たすことが出来たと考えられますので、今後は、地域の生活困窮者や被保護者の支援に加え「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法／平成17年7月15日施行）」に関する緊急時の一時的な保護場所（24時間限度とする。）としての役割や触法障害者の更正のための受け皿の役割等についての期待が引き続き寄せられております。

このような状況において、法人・施設運営にあたりましては、尚一層、地域社会から求められる法人・施設となるための人材の確保・育成に努めて、「救護施設版第三者評価（平成30年度設定）」の受審等を通じた組織の見直しや、全国救護施設協議会が策定した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を参考とし、職員が一致協力をして利用者の権利擁護に努め、利用者が明るく生き甲斐を持って施設・社会生活を送って頂けるように、施設サービスの充実に万全を期するものであります。

本年度の施設方針、生活目標につきましては、法人理念のほか、今後とも、新型コロナ感染症対策として国が示した「新しい生活様式」や北海道が推奨した「新北海道スタイル」等を参考とし、次の重点目標を定め計画の策定を致します。

1. 施設の方針

- (1) 心の豊かな明るい施設として、利用者個人の権利を擁護し、社会性の向上を支援するために日中活動内容・生活環境の改善と及び処遇の向上を図ります。
- (2) 地域の社会資源として、地域社会との交流を図りながらニーズを捉えて地域貢献をすると共に、施設の社会化を促進します。

2. 処遇の方針

生活目標	健康の保持に努める 思いやりの心を育てる 自立と自律の心を養う
------	---------------------------------------

重点目標

- (1) 自己決定が困難な利用者への処遇の充実
高齢化、障害の重度化により自己決定が極めて困難な入所者に対しましては、個別支援計画の策定を通してニーズの汲み上げに努めると共に、個々人の生活行動を把握し疾病の早期発見に努め、生活環境の改善と処遇の向上を図ります。
- (2) 積極性、自立性・自律性の涵養
利用者の生活主体者としての自己決定権を尊重した個別支援計画策定により自立性と自律性とを養い、互いに助け合い施設生活に積極的に参加できるよう働きかけます。

(3) 家族との交流

感染症対策のために対面での面会には時間制限が継続されることも考えられます、家族との交流は利用者にとって大きな喜びであり、集団生活における利用者の精神的安定にも繋がることから、令和2年度に導入をしたタブレット端末を活用したリモート面会や広報紙・手紙・電話等の通信手段も含め交流を深めて行くことが出来るように努めます。

(4) 地域との交流

開かれた施設として、交通安全運動（函館中央安全協会銭亀支部）や、火災予防運動（函館市消防団銭亀第2分団）等の社会奉仕活動への連携・協力や、町会等が主催する行事への積極的な参加、当施設の行事に地域住民を招待する等、様々な交流の機会を捉え、利用者自身が地域社会の一員であると自覚が出来るよう地域交流に努めます。

(5) 事故の防止

利用者の心身状態の把握に努め、リスクマネージメントの観点から、各種のマニュアル作成とその実施により不測の事故の未然防止に留意します。

(6) 施設の環境整備

利用者の生活の場に相応しく、個人情報の適正な取扱いの為のガイドライン等に沿いプライバシーが守られ、且つ、快適で安全な日常生活が送れるように防災機能及び居住性の向上を第一に、隨時、生活環境の整備に努めます。

(7) 勤務体制の確立

国の職員配置基準による他、利用者の高齢化・障害の重度化に対応し、隨時、勤務体制等の見直しを図り、利用者処遇の向上に努めます。

(8) 職員の資質向上と健康管理

関係機関が主催する各種研修会への参加ならびに施設内・外を問わず専門家との交流と自主研修により積極的に資質の向上に努めます。

また、自らの心身の健康管理に努め、職員間の融和を通じて、利用者処遇の向上を図ります。

3. 業務の目標

- (1) 職員は、施設の運営方針を理解するとともに、自身の責任の重さを自覚して、利用者への処遇向上の為に常に創意工夫をし、積極的かつ迅速に業務の遂行に努めます。
- (2) 日頃から利用者の声を汲み上げて入所者のニーズと現況を把握し、個別支援計画に基づいて予算を効率的に運用し冗費の節減に努めます。
- (3) 職員の専門的な知識及び処遇技術等の向上を図る為、本年度の職員研修計画表は次のとおりとします。

令和6年度 職員研修計画書 (別添の1)

- (4) 職員会議、打ち合せ、研究及び苦情解決機関として、次の会議を設定します。

職 員 会 議	(毎月第1金曜日)
防火対策委員会	(定例会のほか緊急会)
主任連絡（兼・施設内苦情解決 等）会議	(隨時)
引継ぎ会議	(毎朝、宿直員からの引継ぎ報告)

個別支援検討会議 および ケースカンファレンス会議 (毎月 1回)

職員研修会 (随時)

感染症等対策委員会 (随時)

給食運営会議 (毎月 1回)

- (5) 職員の健康管理の為の定期診断・成人ドック受診を実施する他、腰痛症予防対策としてラジオ体操（午前・午後に各1回）の実施し、テキスト配布や腰椎ベルトの貸与を致します。
- (6) 職場の環境改善のために、ビデオフォーラム等を導入して、労働安全、衛生、教育の徹底を図ります。

4. 施設整備計画等

- (1) 利用者の生活環境等の一層の充実と向上の為、実態に即した改善を行います。設備及び環境整備計画につきましては、次のとおりです。
- 令和6年度各所修繕工事及び環境整備計画書 (別添の2)

5. 業務と行事

- (1) 法人（施設）事務は、次のとおりです。
- 令和6年度法人（施設）事務処理計画表 (別添の3)
- (2) 施設行事は、次のとおりです。
- 令和6年度函館共働宿泊所救護部行事計画表 (別添の4)

6. 生活指導

令和6年度施設運営方針を受け、次のことを重点に生活指導を進めます。

- (1) 個別（自立・自律）支援
個別支援計画の策定を通じ利用者個々の自立・自律に関するニーズを把握し支援します。また、お互いの信頼感を媒介とした日常生活での積極的な接触や会話の他に、個人面接と相談の機会を多く設け、利用者個々の把握に努めます。
その中でも、地域での生活を希望する利用者につきましては、ご家族や関係機関との連携・協議を重ね円滑に地域移行ができるよう支援します。

(2) 高齢化・障害の重度化対策

利用者の高齢化に伴う身体や精神的な衰え（フレイル）の防止の為、心身の残存機能の活用・維持を念頭におき、医療、介護、給食など他職種間の連携を密に、午前中に1回のみだったラジオ体操を午後にも行うなど日課の見直しを図り、行事・クラブ活動への積極的参加を呼びかけて、活気のある生活を送ることができるよう配慮します。

(3) 日中活動内容の充実

生き甲斐や役割のある生活実現のために、利用者の自己決定を尊重した上で、能力に応じたクラブ活動等の日中活動に積極的に参加し、メンバーと担当者が共に活動内容や課題を検討して、有意義な日中活動になるよう努めます。また、社会資源の積極的導入等により、よりよい施設生活及び日中活動内容の充実を図ります。

(4) レクリエーション

感染症対策などのため、外出を伴うレクリエーションや行事が実施できない場合も視野に入れながら創意工夫し、利用者の高齢化、障害の重度化ならびに病弱者の増加などの実態に即した内容の充実を図ります。

(5) 作業

利用者が社会の一員として働く喜びを感じ得るよう、体力と能力に合わせた計画的な作業日程を作り、併せて施設内軽作業の継続に努めます。

(6) 寛解者の処遇充実

精神障害寛解者の処遇の充実を図るため、精神科医師による応診・相談日を設け、継続実施します。

7. 医療

医師及び看護師は、常に利用者の健康状態を把握し、全ての職員との連携を深め且つ協力を得て、疾病の予防、早期発見・早期治療に努める等、健康管理に万全を期すため、次の事項を実施します。

健康相談、健康診断、風邪予防、感染症(コロナウイルス・MRSA・インフルエンザ・ノロウイルスによる感染性胃腸炎・麻疹・風疹・肺炎・レジオネラ菌・疥癬など)予防、生活習慣病予防、食中毒防止、衛生管理、等。

(1) 重点目標

- イ、 体調不良者への迅速な対応に努めます。
- ロ、 肥満、運動不足解消の為のラジオ体操等の運動を継続的に行います。
- ハ、 必要に応じて糖尿病患者に対する生活指導を行います。
- ニ、 虫歯、歯周病予防のための歯磨き励行と義歯の取扱等の指導を行います。
- ホ、 感染症予防のための手指消毒、手洗い、うがいを励行し、関連設備等の衛生管理を定期的に行います。
- ヘ、 セルフケア行動ができるように指導、支援を行います。
- ト、 行政より送付される検査や予防接種券(肝炎ウイルス、風疹抗体検査、肺炎球菌ワクチン、歯周病検査等)を管理し、施行します。

(2) 健康管理計画

- イ、 健康相談 (随時)
- ロ、 通院管理 (随時)
- ハ、 嘱託医往診 (毎週火曜日 ほか 随時)
- ニ、 精神科医往診 (月3回)
- ホ、 ワクチン接種(インフルエンザ等)の励行
- ヘ、 風邪予防のうがい励行 (毎日)
- ト、 歯磨き励行 (毎日)
- チ、 手指消毒。手洗いの励行 (毎日)
- リ、 体重、血圧 (随時)
- ヌ、 検尿 (年2回)
- ル、 結核検診 (年1回)
- ヲ、 嘱託医検診 (年2回)
- ワ、 薬、衛生材料の保管・管理

(3) その他

- カ、 居室の清掃 (随時)
- ヨ、 入浴日 (2週間ごとの第1月・木・土曜日と第2火・金曜日の計5回 ほか 随時)

- タ、 寝具類の定期的消毒
- レ、 害虫の駆除及び防臭対策 (随時)
- ソ、 洗面所、便所、浴場、洗濯場、玄関手洗い場の消毒 (毎日)
- ツ、 引き戸・開き戸取手、廊下手摺り、エレベーター、階段の消毒 (毎日)
- ネ、 食堂内のテーブルと床の清掃・消毒 (毎食後)、椅子の清掃・消毒 (毎日)
- ナ、 全館廊下床の清掃・消毒 (毎日)
- ラ、 大掃除 (年2回)

8. 給 食

- (1) 給食は、食事と体調に関する調査に基づき、次のことに重点を置き実施します。
 - イ、 利用者の嗜好を考慮して、変化に富み、より楽しい献立作りに努めます。
 - ロ、 栄養的に配慮され、利用者の健康と生活内容に意義あるように心がけます。
 - ハ、 安全な食事提供を心掛け、衛生管理を積極的に実施します。
 - ニ、 嗜好品は食事に支障のないように促し肥満防止には特に配慮し実施します。
 - ホ、 高齢者の食事は、ミキサー食、ムース食、きざみ食、粥食、高栄養流動食の補給など、個々に合った食事であるように心がけます。
- (2) 令和6年度における給食費は、1人1日当たり 1,135円
(食糧材料費 1,020円 / 嗜好品 115円) として実施します。
- (3) 「日本人の食事摂取基準(2020年度版)」に基づき、1人1日平均栄養所要量は、年齢別、男女別、生活強度別により算出をして、次の通りとします。

エネルギー 1,790Kcal、蛋白質 56.0g、カルシウム 684mg、
鉄 6.80mg、ビタミンA 771ugRE、ビタミンB1 1.16mg、
ビタミンB2 1.30mg、ビタミンC 100mg
- (4) 入所時に個々の栄養管理票を作成して、登録された嗜好に基づき、複数献立により実施します。
- (5) 食事の提供は、一般食・治療食の2種類で実施し、疾患に合わせて個別対応を致します。
- (6) 「医食同源」の考え方を取り入れて、加齢に伴う老化症状の予防のほか、感染症予防にも有効であろうと考えられている、牛乳、ヨーグルト、乳酸菌飲料などの乳製品の摂取を継続して実施します。

9. 防災計画

利用者の障害レベルを考慮し、実態に基いた防災計画を作成します。また、計画立案に際しては「平成30年9月6日(木)に発生した北海道胆振東部地震に起因する大規模停電(ブラックアウト)での被災体験」を教訓に、さらに、感染症対策にも留意し、特に冬季および夜間における措置・対策が有効且つ適切に行われるよう万全を期すため、次のことを実施します。

- (1) 消防設備(更新)と機能の点検、報告
- (2) 避難通路等の整備、安全確保
- (3) 避難訓練(特に冬期間)および総合訓練の実施
- (4) 消防署員による防災教育および消火実技指導の実施
- (5) 地域消防団、町会火防防犯部との連携強化
- (6) 防火管理者および有資格者研修会への参加
- (7) 非常用・ポータブル石油ストーブと燃料(灯油・1,000ℓ)の備蓄
- (8) 施設機能強化推進費(総合防災対策強化事業)加算制度を有効活用することにより、適宜、施設の防災機能の充実・強化を図ります。

10. その他

(1) 社会貢献

イ、 非常災害発生による地域住民への「避難勧告・指示・命令の発令時」には、地震・津波・土砂災害対応の避難所として避難住民の保護に努めます。

※ 函館市が所管する自然災害に関して、平成20年3月時点で「津波災害」は除外されていましたことから「一時避難所(津波災害は対象外)」として登録をしていたが、平成25年2月28日付にて東日本大震災規模の大災害を想定した「函館市津波避難計画」が正式決定されたことに伴い函館市からの要請を受け、平成25年3月より対象となる災害を変更し改めて「避難所」として登録を行ったもの。

ロ、 オストメイト対応・身障者トイレを利用希望者に一般開放を致します。

(感染症対策の継続のため、一般開放を休止します。)

ハ、 全国交通安全運動(春季・秋季)の期間には、自主製作をした施設名入りの「交通安全旗(5竿)」を道路脇に掲げ、交通安全運動に協賛を致します。

ニ、 全国火災予防運動(春季・秋季)の期間には、自主製作をした施設名入りの「消防火の用心旗(5竿)」を道路脇に掲げ、火災予防運動に協賛を致します。

ホ、 函館市が主催する全市一斉清掃美化運動「春のクリーニンググリーン作戦」のほか、地域の環境整備活動に参加・協力を致します。

ヘ、 防犯対策の一環として、地元の児童・生徒の通学路の草刈りを致します。

ト、 ペットボトルのキャップを集めて、途上国の子供たちにポリオワクチンを贈るエコキャップ運動(国際貢献)への協力を継続して参ります。

チ、 クラブ作品の販売収益金があった場合には「東日本大震災や令和6年能登半島地震」の義援金として寄付を致します。

リ、 航空機写真愛好家に対し当施設の屋上を一般開放しての「第4回・写真撮影会」。

(感染症対策の継続のため、開催日程は未定です。)

以 上

令和6年度 生活指導計画書

目標 月	生活指導目標	内容
通 年	規則正しい生活を送る。	起床時間・就寝時間を守り、一定の生活リズムを作る。ラジオ体操等に参加し、それぞれの日課に従って生活する。
	地域社会への奉仕活動を行う。 日中活動の増加に努める。	地域におけるクリーン・グリーン作戦への参加や、本行寺の敷地及び駐車場の清掃活動などに参加する。 能力や体調に合わせて、各種クラブ活動や施設内のお手伝い、施設内レクや業者からの委託作業に積極的に参加する。
4 月	喫煙ルールを順守する。	煙草の吸殻の後始末をきちんと行ない、決められた場所や時間以外での喫煙はしない。
	感染症予防に努める。	ウガイ・手洗いの励行と居室の換気を行う。 身体や生活空間の清潔保持に努め、必要に応じてマスクの着用をする。
5 月	今年度の目標や希望を再確認する。	個別支援計画などを基にして、目標にしていることや希望等を改めて確認し、職員との共有を図り、信頼関係を再構築する。
6 月	外の空気を吸う機会を増やす。	外出レクや施設敷地内の散策を通じ、屋外に出る機会を増やし、冬期間やコロナ禍による運動不足の改善を図る。
7 月	運動する機会を楽しむ。	ハンドベースボール大会へ向けた練習及び大会参加を通じて、スポーツの楽しさやチームワークの大切さを学ぶ。
8 月	物故者を偲び、健やかな生活ができるることに感謝する。	盂蘭盆法要やお盆参りにより、亡くなった方々のご冥福を祈り、健やかに日常生活を送ることができることに感謝をする。
9 月	昔ながらの夏の習慣を楽しむ。	当施設盆踊り大会及び花火大会への参加を通じて、昔ながらの夏の過ごし方を楽しむ。
10 月	身の周りの整理整頓を行う。	気候が大きく変化する下半期に向けて、衣類の衣替えや整理整頓をしっかりと行い、寒い季節を迎える準備をする。
11 月	北海道の短い秋を楽しむ。	紅葉狩りドライブなどの外出行事や施設敷地内の散策にて、季節の変化を楽しむと同時に、気分転換を図る。
12 月	おたのしみ模擬店に参加する。	手作りの模擬店に参加をし、与えられた役割を遂行することで、人のために役に立っている喜びや仕事に対する責任を体感する。
7/1 月	年末行事を楽しみ、新年を迎える準備をする。	クリスマス会や年越しカラオケ大会を楽しみ、1年間を健康に過ごせたことに感謝する。同時に気持ちを新たにして新年を迎える準備をする。
2 月	新春を迎えられた喜びを皆で分かち合う。	もちつき大会やゲーム大会に参加し、楽しく新年を迎えることができた喜びを共有する。
3 月	今年度を総括し、新年度に向けた新たな目標の設定を始める。	今年度、達成できたことやできなかったことを思い返し、それを踏まえ新年度ではどのような生活を送りたいかの考察を始める。
	緊急時の避難方法の理解を深めます	火災避難訓練を通じて避難時の手順や動きを、入所者と職員が共に再確認し、緊急時に備える。

令和6年度職員研修計画書

函館共働宿泊所救護部

区 実 分 施 月	施設内研修	施設外研修・会議等
	直接処遇職員の処遇技術を高めるため	職員の資質向上をはかり専門的知識と技術を習得するため
6年 4	『直接処遇職員スキルアップ研修会』 講師 株式会社 ケア・スキル 代表 神門 経之 氏	
5	1. 高齢者、障がい者虐待防止法の理解 事例から見る虐待と不適切ケア	(全救協) 常任協議員会① (東京) 全国救護施設協議員総会 (東京) 救護施設経営者・施設長会議 (東京)
6	2. 業務におけるリスクマネジメント 危険予知トレーニング (KYT)	(道共済) 通常総会 (札幌) (道救協) 正副会長会議① (札幌)
7	3. メンタルヘルスケア アンガーマネージメント	(道社協) 第54回全道救護施設職員研修会 (函館) (道救協) 施設長会議① (札幌) (道社協) 介護職員専門研修Ⅰ (函館)
8	4. 精神疾患の基本的知識とその対応	
9	5. ICF (国際機能分類) の基本的 理解とその視点	(道共済) 理事会② (札幌) (全救協) 制度・予算対策委員会① (東京)
10	6. 地域包括支援センターの機能 と役割	(全救協) 常任協議員会② (札幌) (全救協) 第45回全国救護施設職員研究協議大会 (札幌)
11		
12		(全救協) 福祉サービス研修会 (東京) (全救協) 常任協議員会③ (東京) (道共済) 理事会③
7年 1		
2		(全救協) 制度・予算対策委員会② (東京) (道救協) 正副会長会議② (札幌) (道救協) 北海道救護施設協議会総会 (札幌) (道共済) 理事会③ (札幌)
3		(全救協) 常任協議員会④ (東京)

令和6年度各所修繕及び環境整備計画書

函館共働宿泊所救護部

(別添の2)

区分	事業名	事業額(円)	事業を必要とする理由	(財源)実施期間
【各所修繕】	① 外壁塗替工事(5／8期)	4,950,000	移転新築後16年が経過し、強風により建物外壁塗装に剥がれ等の損傷が著しいため、修理を要するもの。	自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
	② 1階共用部床仕上げ材 貼替え工事	7,810,000	移転新築後16年が経過し、共用部の床材(クッションフロア)の破損が著しいため、貼替えを要するもの。	全 上
【環境整備】	③ 法人所有地及び 施設敷地内の植樹	200,000	法人所有地及び施設敷地内に植樹をすることにより、入所者の精神的な安定を図るもの。	全 上
	④ その他設備、環境整備費	2,940,000	緊急に、設備あるいは環境の整備を要するもの。	全 上
計		15,900,000		

令和6年度 法人(施設)事務処理計画表

社会福祉法人 函館共働宿泊所

6年 4月	入所者・職員健康診断 退職手当・共済職員届(福祉医療機構、道共済)	施設機能強化推進費加算申請(函館市)
5月	監事会 4/4 (資産認定、決算、他) 団体生命保険更新手続き 胸部X線撮影(函館市医師会検診検査センター)	民間施設給与等改善費基本分算定調書(函館市) 介護職員加算、看護師加算、精神保健福祉士加算、 精神科医雇用費実施回数加算申請(函館市) 施設職員の給与支給状況表(4月分)(函館市)
6月	理事会、評議員会(資産認定、決算、他) 法人資産登記(法務局) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システム登録(福祉医療機構) 夏季手当支給	保護施設台帳(函館市)
7月	永年勤続役職員表彰申請 (道知事、道社協、全救協、道共済) 健保、厚生被保険者報酬月額算定基礎届 労働保険申告	給食施設実施報告(市保健所)
8月	監事会 1/4 (運営状況、他)	
9月	寒冷地手当支給 結核定期健康診断月報(市保健所)	結核予防事業補助申請(市保健所)
10月	退職共済職員状況調(道共済) 社会福祉施設調査票(厚生労働省) 成人ドック受診手続(30歳以上)	道共済業務説明会(道共済)
11月	入所者・職員健康診断 監事会 2/4 (運営状況、他)	施設職員の給与支給状況表(10月分)(函館市)
12月	年末手当支給、年末調整	入所者待遇特別加算費申請(函館市)
7年 1月	診療所(医务室)状況報告(市保健所) 源泉徴収法定調書提出(函館税務署) 給与支払報告書・住民税申告(市税務課)	
2月	次年度予算編成 健康管理助成申請(道共済) 監事会 3/4 (運営状況、他)	
3月	理事会、評議員会(事業計画、予算、他) 一般廃棄物処理手数料等減免申請(函館市)	下水道使用料減免申請(市水道局)
その他事項 及び 懸案事項	・給料支給日 每月21日 ・施設業務報告(毎月初日在籍員)(市生活支援課)	・支払日 每月26日 ・民間施設給与等改善費特別加算認定申請(函館市)

令和6年度 函館共働宿泊所救護部 行事計画表

新型コロナウイルス等に感染する可能性が高いと考えられる行事につきましては、
感染拡大あるいは終息状況により、実施するか否かを判断致します。

4 月	レク、ショッピング	17日	10 月	本行寺清掃	初旬
	利用者健康診断	中旬		レク、紅葉狩ドライブ	11日
	職員健康診断	中旬		総合避難訓練	中旬
	春の「クリーン・グリーン作戦」	中旬		利用者健康診断	中旬
	本行寺清掃	中旬		職員健康診断	中旬
	レク、臥床者ショッピング	随時		長寿会(敬老祝賀会)	30日
5 月	本行寺清掃	中旬	11 月	本行寺清掃	中旬
	結核健診(X線)	下旬		お楽しみ模擬店	28日
	レク、臥床者ショッピング	随時		誕生会	月内
6 月	開所記念祝賀会	4日	12 月	クリスマスパーティー	20日
	レク、お花見ドライブ	7日		年越しカラオケ大会	25日
	本行寺清掃	中旬		誕生会	月内
	ハンドベースボール大会	27日			
	レク、臥床者ショッピング	随時			
7 月	七夕祭	7日	1 月	もちつき大会	8日
	本行寺清掃	初旬		新春お楽しみゲーム大会(15日間)	中旬
	盂蘭盆法要	初旬		[ボーリング大会・双六大会・トランプ大会] かるた大会・輪投大会・初夢宝くじ	
				新春祝賀会・各種ゲーム大会表彰式	29日
				誕生会	月内
8 月	本行寺清掃	中旬	2 月	節分祭(豆まき)	3日
	総合福祉センターまつり	中旬		誕生会	月内
	レク、盆踊り大会(花火大会)	21日			
9 月	本行寺清掃	初旬	3 月	ひな祭り	3日
	レク、ショッピング	18日		防災保守点検	中旬
	防災保守点検	中旬		冬季総合避難訓練(夜間想定)	下旬
	レク、臥床者ショッピング	随時		誕生会	月内

(隔月行事予定) 大相撲星取
(時期調整中) 肺炎予防接種

(臨時行事予定) 函館ドック進水式見学
(ゴールデンウィーク・年末年始) お楽しみビデオ上映会

当施設における地域公益活動

函館 共 動 宿 泊 所 救 護 部
(令和 6 年 3 月 4 日現在)

イ、非常災害発生による地域住民への「避難勧告・指示・命令の発令時」には、地震・津波・土砂災害対応の避難所として避難住民の保護（人道的支援）に努めます。

平成20年3月に「一時避難所(津波災害は対象外)」として登録をし、平成25年2月に「函館市津波避難計画」が正式決定された事に伴い函館市からの要請を受け、平成25年3月より「避難所」として登録しました。更に、平成25年6月には、「災害対策基本法」の改正により「指定緊急避難場所(原則24時間)」および「指定避難所(原則7日間)」に登録されることとなり、平成27年11月26日、函館市との協定を締結しました。



ロ、オストメイト対応・身障者トイレの設置と一般開放

正面玄関から入って直ぐにあります
「多目的トイレ」には、オストメイト用設備を設けています。



来客用の玄関にステッカーで表示し、
障がいをお持ちの皆様に気軽にご利用して頂けるよう、365日、職員の日勤時間帯に一般開放しています。
(感染症対策の継続のため、一般開放を休止します。)

ハ、「交通安全旗」を掲示

全国交通安全運動(春季・秋季)の期間には、自主製作をした施設名入り「交通安全旗(5竿)」を道路脇に掲げ交通安全運動に協賛しています。



- ※ 令和元年9月26日、函館中央地区交通安全協会連合会様より
「函館中央地区交通安全協会連合会会長表彰」を授受。
- ※ 令和2年6月30日、一般社団法人函館方面交通安全協会様より
「一般社団法人函館方面交通安全協会会長表彰」を授受。
- ※ 令和3年9月21日、一般財団法人北海道交通安全協会様より
「一般財団法人北海道交通安全協会会長表彰」を授受。

ニ、「消防火の用心旗」を掲示

全国火災予防運動(春季・秋季)の期間には自主製作した施設名入り「消防火の用心旗(5竿)」を道路脇に掲げ、火災予防運動に協賛しています。



ホ、函館市が主催する全市一斉清掃美化運動「春のクリーングリーン作戦」のほか、地域の環境整備活動に参加・協力

毎年4月に行われる全市一斉「春のクリーングリーン作戦」と秋に地域で行われる清掃活動に参加をしています。



ヘ、地元の児童・生徒の通学路の草刈り

雑草が伸びる時期に児童・生徒の通学路や生活道路の草刈りを行っています。



ト、ペットボトルのキャップを集めて、途上国の子供たちにポリオワクチンを贈るエコキャップ運動(国際貢献)への協力

入所者、職員以外にも企業・団体・個人の皆様にも賛同を頂き、エコキャップ運動へ協力をしています。



チ、クラブ作品の販売収益金を「東日本大震災義援金」として寄付

手作りクラブの作品を販売し、その収益金を日本赤十字社を通じ「東日本大震災義援金」に対し全額寄付を致しました。



手作りクラブが制作を致しました
小物(ストラップなど)の収益金につきましては、日本赤十字社が行う
「東日本大震災義援金」に対して
寄付を行いました。
足りず、御協力を仰ぎたい旨を申す。

リ、航空機撮影会の開催

「空の日(9月20日)」に協賛して、航空機写真愛好家に対し、普段は立ち入ることが出来ない当施設の屋上を開放して「写真撮影会」を開催しています。

なお、安全管理上、時間帯を設定し、整理券を事前配布し参加人数の制限があります。
(「第4回・写真撮影会」は新型コロナウイルス感染症流行のため、開催日程は未定となっております。)



ヌ、市民創作函館野外劇への協力

函館の地域おこしの一環として、国の特別遺跡「五稜郭」を舞台に1988年より毎年開催され、全国的に有名になった「市民創作函館野外劇」の出演者が着用した多数の衣装を無償で洗濯する裏方役を長年に亘り務めています。



ル、函館バス望洋団地線運行への協力

増加する移動手段の少ない地域の高齢者が、居宅生活を送る上で必要となる「望洋団地線」(買物バス)を運行させるため、関係団体・機関等からの「周辺の道路事情によりバスの運行に必要不可欠な『旋回場所』及び『起点・終点のバス停』」に関しては(当施設の)敷地内に設定させて欲しい。」という要請を承諾したこと、平成30年1月1日より運行の運びとなりました。

- ※ 運行スケジュールについては、日曜・火曜・木曜日の週3日で、始発時間は、日曜日が8:30、10:30、13:30の1日3便、火曜・木曜日が9:30、11:30、15:40の1日3便となっています。
- ※ 周回コースについては、日曜日と火曜・木曜日ではコースが異なります。
- ※ 運行時刻は、令和2年1月16日改正になっております。



ヲ、地域の高齢者に対して「革製マスクホルダー」をプレゼント

当施設の「手作りクラブ」では、新型コロナウイルスの感染予防対策の為のマスクが無くてお困りになっておられる地域の高齢者の為にもと考えて、「革製マスクホルダー」を作製したところ、新湊町・亀尾町の2町会から要望があり計58名分を無償で進呈致しました。



※ 写真の掲載につきましてはご本人より了解を得ております。